

参考資料：愛知県「社会福祉法人設立認可等マニュアル」

(平成24年9月発行) より抜粋

社会福祉法人の設立に関する事務手続（モデルケース）

※ 平成31年度法人設立及び施設整備（32.4.1施設オープン：工期6ヶ月）

～国庫補助等を受けて施設整備を行う場合～

が市法人所管課の事務処理				
年月	法 人	施 設	備 考	
29.6	・法人所管課と事前協議	・第1種社会福祉事業の事業主体の公募の開始（公表）		
7				
8	・事業（施設）所管課へ確認			
9		・公募の締切		
10				
11				
12		・事業主体の選定		
30.1	・設立準備委員会の設置		設立準備委員会における検討内容 ・法人設立計画 ・設立当初の役員選出 ・定款の作成 ・事業計画 ・施設計画・運営計画 ・土地の確保 （開発許可、農地転用、雑排水放水調整等の手続き） ・建物の基本構想 ・資金計画 建築資金、運営資金	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	・事業（施設）所管課（市及び県）へ確認	・施設整備計画書の受理		
9		・施設整備計画ヒヤリング		
10		・独立行政法人福祉医療機構借入申込書の提出		
11				
12				
31.1				
2		・施設整備国庫補助協議ヒヤリング		
3			施設整備計画国庫補助協議	
4	・法人設立認可書の受理（目安：福祉医療機構借入金内定後）	・補助内示	・設計契約 ・建築確認申請	
5	・庁内審査会による審査	・補助金交付申請書の受理		
6	・法人設立認可			
7	・法人設立登記		・建設業者の入札	
8	・財産移転報告書の受理		・工事請負契約	
9			・工事請負契約	
10			・工事着工届	
11			↓	
12		・補助金概算払申請書の受理		
32.1		・補助事業実績報告書の受理	・工事完成届	
2		・補助金の確定	・竣工検査	
3	・定款変更届の受理（施設建物の基本財産への編入）	・施設認可設置書の受理 ・施設設置認可	※施設種別により、届出事項の場合有	
4		・事業開始届の受理		